

⑪ 北方型住宅ZERO補助金

北方型住宅ZEROの新築工事に対し、45万円を補助します。

補助額:45万円 募集件数:10件

対象者：対象住宅を市内に建設する方
 対象住宅：北方型住宅ZEROの基準を満たす住宅
 備考：所得制限はありません。また、他の補助制度(国の子育てエコホーム支援事業など)と併用して補助金を受けることができます。

- (注)・申請期間
- ②③④⑤：事業開始可能日～申請額が予算額に達するまで
 - ⑦⑧⑨⑩：事業開始可能日～令和6年9月30日(月)まで
 - ⑪：事業開始可能日～令和6年10月31日(木)まで
- ・②③ 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅は⑥木造住宅の無料耐震簡易診断が必要です。
 - ・工事施工者は建設業等を営む方で、市内に事務所、営業所等を有する事業者です。
 - ・(②③⑤⑪)は市内に住所を有する個人も可
 - ・各制度の併用が可能な場合があります。
 - ・所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。
 - ・募集件数は、予算の状況により変更となる場合があります。
 - ・詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ

帯広市 都市環境部 都市建築室
 建築開発課 住まい宅地係
住まいの総合相談窓口
 (市役所6階)

受付時間8:45～17:30(土日祝日を除く)

空き家に関する相談や住宅関連制度など
 (住宅補助、省エネ機器補助など)、
 住まいに関する情報を一元的に
 提供する窓口です。

お気軽にお越しください。

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
TEL 0155-65-4179
FAX 0155-23-0159
 Email architecture@city.obihiro.hokkaido.jp

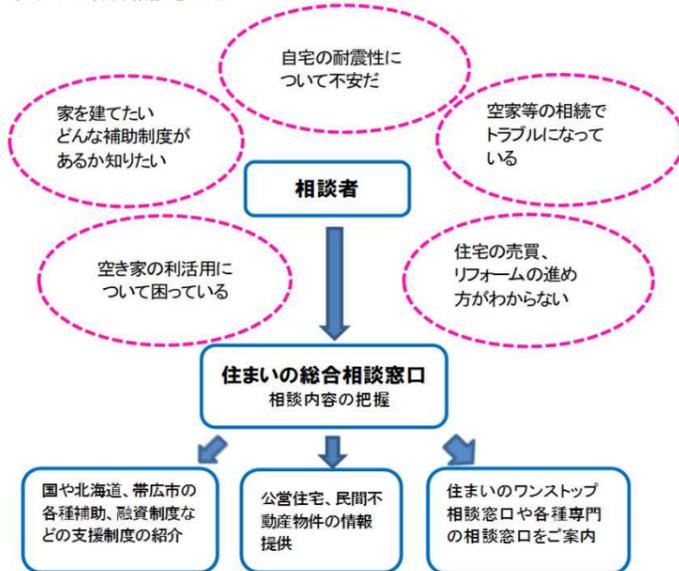


住まいの相談



住宅の補助・支援

住まいの総合相談窓口イメージ



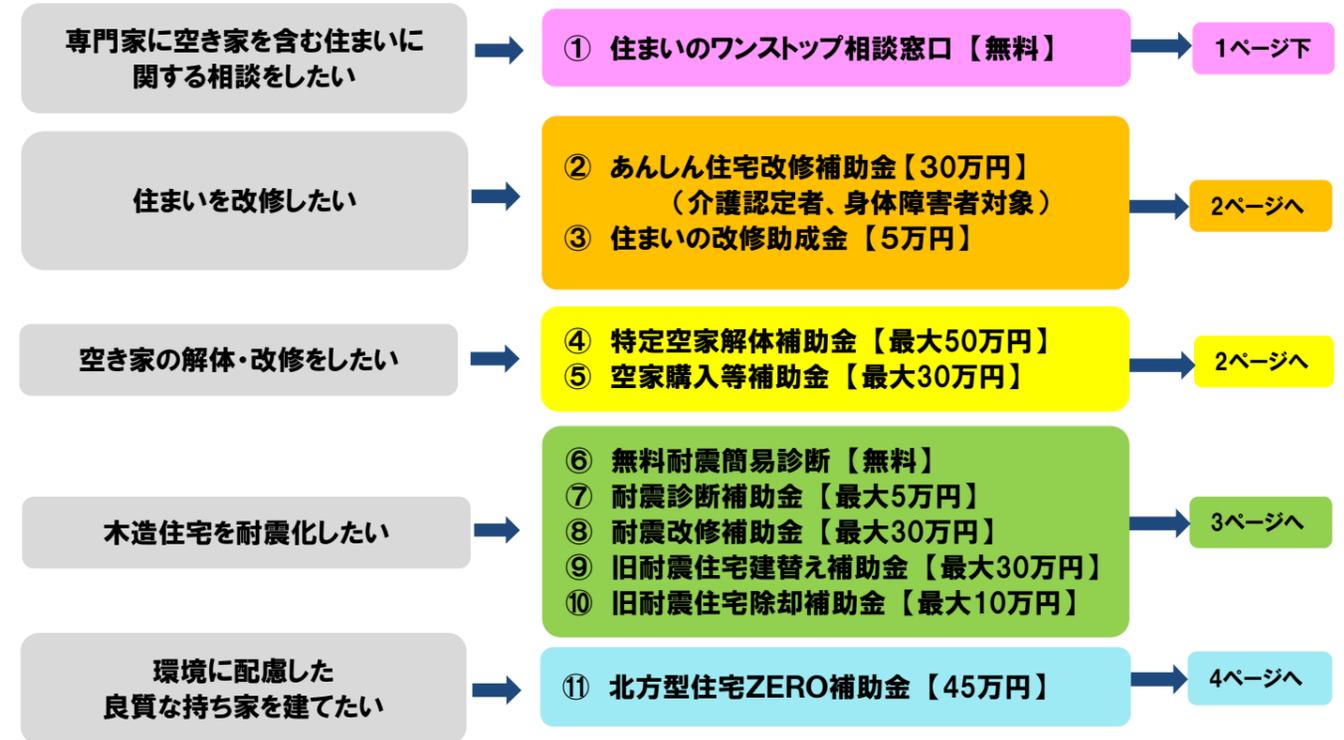
帯広市住まいの総合支援事業

補助制度等のご案内

令和6年度版

帯広市では住まいの総合支援事業(全11事業等)を行っています。

※このパンフレットは、制度の概要です。制度ご利用の際は、必ず要件等について「住まいの総合相談窓口」(市役所6階)にお問い合わせください。



相談

① 住まいのワンストップ相談窓口

空き家を含めた住まいに関する問題について、各分野の専門家による無料相談窓口を開設しています。

場所：市役所10階
 日時：毎月 第2日曜日・第4火曜日(火曜日が祝日の場合は水曜日)※火曜日はリモート開催可
 ①13:00～②14:00～③15:00～のうち、1時間以内
 (事前予約制 相談日の8日前までに建築開発課にて受付)
 相談できる内容：建築物に関する相談 売却・相続・管理・リフォーム等
 相談体制：相談内容に応じて各分野の専門家に対応します
 ・弁護士・司法書士・建築士・宅地建物取引士・土地家屋調査士



② あんしん住宅改修補助金（介護認定者、身体障害者）

現在の身体状況に応じて、住まいの障壁を取り除くための工事に対し、費用の一部を補助します。

補助額：最大30万円（補助率80%） 募集件数：20件

対象者：身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方
または介護保険法に基づく要支援・要介護の認定を受けている方
所得の世帯総額が550万円以下の方 など
対象住宅：対象者の自立を助け、介護する方の負担を軽減するために改修工事を行う住宅で、対象者が居住している住宅または工事後居住する空き家 など
備考：医師意見書又は主治医意見書を提出していただき、対象者の身体状況を確認します。

③ 住まいの改修助成金

10万円（消費税除く）以上の改修工事に対して、5万円を助成します。

補助額：5万円 募集件数：(a)長寿命・UD化160件、(b)省エネ化220件

対象者：対象住宅の所有者または空き家を購入し居住する方
所得の世帯総額が550万円以下の方
過去10年以内に住まいの改修助成金などの交付を受けていない方 など
対象工事：住宅の性能が向上する以下の工事
・耐久性向上や長寿命化のための工事（外壁や屋根の塗装、屋根の葺き替えなど）
・ユニバーサルデザイン化のための工事（手すり設置、段差解消、浴室改修など）
・省エネルギー化のための工事（建物全体の断熱改修、開口部の省エネ改修、節水型トイレ、高断熱浴槽など）
備考：(b)省エネ化工事について、他の補助制度（国の先進的窓ノベ事業など）と併用して補助金を受けることができます。

④ 特定空家解体補助金

住宅性能が著しく低下している特定空家の解体工事費用の一部を補助します。

補助額：最大50万円（対象工事費用の80%） 募集件数：10件

対象者：所得の世帯総額が550万円以下の方
対象住宅：市内に所在する住宅性能が著しく低下している特定空家



⑤ 空家購入等補助金

市内の空き家を購入し、改修工事をする場合、又は除却後に住宅を新築して居住する場合、改修工事費用の一部を補助します。

補助額：最大30万円（対象工事費用の30%） 募集件数：5件

対象者：自ら居住するために、市内の空き家を購入し、改修又は除却後に住宅を新築して居住する方
所得の世帯総額が550万円以下の方
対象住宅：（改修）①北海道空き家情報バンク、②建築後20年以上、③マッチング対象物件（除却）④空き家となって5年以上が経過、⑤マッチング対象物件
①～③、④、⑤のいずれかを満たす空き家 など
※マッチング対象物件：市と宅建協会帯広支部が連携して実施している空き家マッチングシステムにより空き家所有者から同意書が提出されている物件のこと



⑥ 無料耐震簡易診断

昭和56年以前に建てられた木造住宅の耐震性の目安を判定します。

診断費：無料 診断に必要なもの：住宅の間取り、寸法及び仕様がわかる図面（確認申請等の書類）

対象者：対象住宅の所有者または所有者の1親等以内の方
対象住宅：一戸建て住宅または併用住宅
昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で在来軸組工法のもの など

⑦ 耐震診断補助金

昭和56年以前に建てられた木造住宅の耐震診断費用の一部を補助します。

補助額：最大5万円（診断費用の50%）

⑧ 耐震改修補助金

耐震診断により、「倒壊する可能性がある」と診断された木造住宅を耐震改修する場合、工事費用の一部を補助します。

補助額：最大30万円（耐震改修費用に応じて変わります）

対象者：対象住宅の所有者で居住している方または居住予定の方、所得の世帯総額が550万円以下の方 など
対象住宅：一戸建て住宅または併用住宅
昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で在来軸組工法のもの など
※事前に国への申請・承認の手続きが必要となりますので、申請の3か月前までにご相談ください。

⑨ 旧耐震住宅建替え補助金

耐震診断により、「倒壊する可能性がある」と診断され、著しく耐震性の低い木造住宅を建替えする場合、工事費用の一部を補助します。

補助額：最大30万円（建替え費用の23%）

⑩ 旧耐震住宅除却補助金

耐震診断により、「倒壊する可能性がある」と診断され、著しく耐震性の低い木造住宅を解体（除却）する場合、解体費用の一部を補助します。

補助額：最大10万円（解体費用の23%）

対象者：対象住宅の所有者または所有者の1親等以内の方
所得の世帯総額が550万円以下の方 など
対象住宅：一戸建て住宅または併用住宅
昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で在来軸組工法のもの
※事前に国への申請・承認の手続きが必要となりますので、申請の3か月前までにご相談ください。